

池田町要綱第 25 号

池田町清流の国ぎふ移住支援補助金交付要綱

(総則)

第 1 条 池田町は、都市部を中心とした人口集中地域の「生活・働く」に、地方で「生活・働く」を選択肢として加え、県内地域の将来を支える人を呼び込むという視点から、岐阜県以外の都道府県（以下「県外」という。）から池田町内に移住した者への移住に要する費用に対して、予算の範囲内において、池田町清流の国ぎふ移住支援補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号（単身世帯に属する者にあつては、第 2 号及び第 4 号を除く。）のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれにも該当する移住をした者であること。
 - ア 池田町に住民票を移した日前 5 年間、県外に在住していたこと。
 - イ 令和 4 年 4 月 1 日以降に池田町内に転入したこと。
 - ウ 移住支援金の交付申請時において、池田町内への転入後 1 年以内であること。
 - エ 移住支援金の交付申請の日から 5 年以上継続して池田町内に居住する意思があること。
 - オ 池田町内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものであること。
- (2) 申請日の属する年度の 4 月 1 日時点で、申請者の年齢が 39 歳以下であり、かつ申請者を含む 2 人以上の世帯員を有すること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 次のいずれにも該当する就業者であること。

- (ア) 就業先が、県内に事業所を有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）で雇用保険の適用事業主であるものであること（県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に在職していること。
- (ウ) 県内に事業所を有する法人等に、移住支援金の交付申請の日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること（県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、池田町内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。
- (エ) 就業先の法人等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。
- (オ) 就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

イ 次のいずれにも該当する起業者であること。

- (ア) 県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていること。
- (イ) 移住支援金の交付申請時において当該事業を実施していること。
- (ウ) 起業する事業が、公序良俗に反する事業でないこと。
- (エ) 起業する事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業等でないこと。

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 移住元において、申請者を含む 2 人以上の世帯員が同一世帯に属していた者

イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む 2 人以上の世帯員が同一世帯に属している者

ウ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、令和 4 年 4 月 1 日以降に池田町に転入した者

エ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、移住支援金の交

付申請時において転入後1年以内である者

オ 申請者と同一の世帯に属している者が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(7) その他町長が交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

(交付金額)

第3条 移住支援金の額は、50万円（単身世帯に属する者にあつては、30万円）とする。また、令和6年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は一世帯につき30万円を加算する。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、池田町清流の国ぎふ移住支援補助金交付申請書（別記第1号様式）及び別表に掲げる区分に応じた書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに池田町清流の国ぎふ移住支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 移住支援金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 県又は市町村が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、セミナーの講師等）をすること。

(2) 移住支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、現況調査に応じること。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(支援金の請求)

第8条 移住支援金の交付決定を受けた者が移住支援金を請求しようとするときは、第5条に定める交付決定通知を受け取った日から起算して10日以内又は町長が別に定める日までに、池田町清流の国ぎふ移住支援補助金請求書(別記第3号様式)及び別表に掲げる区分に応じた書類を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告させ、又は立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、池田町清流の国ぎふ移住支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書(別記第4号様式)により移住支援金の全額(第3号に該当する場合(移住支援金の交付申請の日から3年以上経過して転出した場合に限る。))にあつては、半額)の返納を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び池田町が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
- (2) 居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。
- (3) 移住支援金の交付申請の日から5年以内に池田町外へ転出したとき。
- (4) 移住支援金の交付申請の日から1年以内に第2条第3号に掲げる要件を満たさなくなつたとき(当該要件を満たさなくなつた日後3月以内に再度当該要件を満たすこととなつたときを除く。)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る移住支援金から適用する。

別表（第4条関係）

区分	添付書類
第2条第1号関係	写真付き身分証明書の写し又はその他提示により本人確認できる書類の写し
	移住先（現住所）の住民票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む2人以上の世帯全員の居住地が確認できるもの）
	移住前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住前での居住地を確認できる書類）
第2条第3号ア関係	移住先における就業先の就業証明書（別記第5号様式）
第2条第3号イ関係	事業の実施計画が確認できる書類（任意様式）
	営業証明書、開業届出済証明書等、事業を営んでいることを証明する書類
第8条関係	振込先口座の金融機関名、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かる通帳等の写し